

富士教育訓練センターの認定訓練受講経費

令和7年7月18日
富士教育訓練センター

※3【賃金要件等を満たす場合】

木造大工及び 工事管理者初級		受講費用			人材開発支援助成金 ※1				負担額	人材開発支援助成金 ※1				負担額			
					人材育成訓練		建設労働者認定訓練コース	小計		人材育成訓練		建設労働者認定訓練コース	小計				
		※4			経費助成	賃金助成	賃金助成			※4					経費助成	賃金助成	賃金助成
		教育訓練負担	宿泊代	小計													
会員 価格	中小企業 ※2	385,000	94,050	479,050	173,250	88,400	60,800	322,450	156,600	231,000	110,500	76,800	418,300	60,750			
	大企業	385,000	94,050	479,050	115,500	44,200	-	159,700	319,350	173,250	55,250	-	228,500	250,550			
	雇用保険未加入	385,000	94,050	479,050	-	-	-	-	479,050	-	-	-	-	479,050			
非会員 価格	中小企業	385,000	125,400	510,400	173,250	88,400	60,800	322,450	187,950	231,000	110,500	76,800	418,300	92,100			
	大企業	385,000	125,400	510,400	115,500	44,200	-	159,700	350,700	173,250	55,250	-	228,500	281,900			
	雇用保険未加入	385,000	125,400	510,400	-	-	-	-	510,400	-	-	-	-	510,400			

- ※1 助成金は、経費にあたる教育訓練負担金及び賃金に対して助成されます。労働局の審査で減額される場合がありますが、表記は減額のない場合の支給額です。「所定労働時間外」での訓練や「法令等で講習等の実施が義務付けられており、事業主にとっても、その講習を受講しなければ事業を実施できないもの」等は、助成対象外です。（携帯用丸のこ盤特別教育、足場の組立て等特別教育、フルハーネス特別教育は対象外となるケースが多いです）
- ※2 中小企業の範囲は、次のいずれかを満たす企業です。（①資本または出資額が3億円以下、②常時雇用する労働者が300人以下）
- ※3 訓練修了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、又は、資格等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練修了後に訓練受講者に対して当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に、助成率等を加算します。
- ※4 人材育成訓練により算出しておりますが、その他の助成区分もあるため、事業主の適合する助成区分により料率が異なる場合があります。
- ※ **あくまで本紙は助成金の一例に過ぎず支給額を保証するものではありません。**
- ※ **助成要件は様々ございます。**
- 詳しくは「人材開発支援助成金（人材育成支援コース）のご案内」<https://www.mhlw.go.jp/content/11800000/001514280.pdf> をご確認ください**